

2020年度12月 支部執行委員会 本部情勢報告ポイント

(分会員配布用)

1. **確定交渉妥結内容** 一時金 0.05 月引き下げ 各種休暇制度前進

家族看護休暇 (21年4月1日より)

現行	改善
一年において7日 (小学校卒業までの子が2人以上の場合にあつては10日)	一年において 8日 (中学校 卒業までの子が2人以上の場合にあつては 12日)
	子どもの学校行事や授業参観、学級参観も対象とする。

臨時的任用職員の処遇改善 (21年4月1日より)

現行	改善
無給休暇 公務突病休暇 私傷病休暇 産前産後休暇 育児時間、子の看護休暇 生理休暇 骨髄等ドナー休暇 短期介護休暇 妊婦の妊婦章書	有給休暇 公務突病休暇 私傷病休暇 産前産後休暇 育児時間、子の看護休暇 生理休暇 骨髄等ドナー休暇 短期介護休暇 妊婦の妊婦章書
	新設 有給休暇 結核生突病休暇 療養休暇 ボランティア休暇 妻の出産 男性職員の育児参加 父母・配偶者または子の法要等
	新設 無給休暇 介護休暇 介護時間

2. **新高教交渉**

※新学習指導要領に向けた**教育課程の編成は50分6限が基本**と考えているが、高校課長は「学校の特色化」「授業時間はある程度必要」と発言。交渉では上限方針(時間外勤務を月45時間未満等)の取組の一つであることから、**時間外勤務縮減につながるものでないと意味がない**ことを追及した。

3. **臨時休校にかかる授業補填について**

新型コロナウイルス感染症による今後の臨時休校について、以下の通り県教委と確認

- ① 補充が必要かどうかについては学校判断
県からどのように対応するかということは学校に確認する
- ② **臨時休校中に課した課題等で対応**できた分については、再開後に補充する必要はない
- ③ ②でカバーできなかった分について、学校再開後に課した課題等で充てることはできない
- ④ ②でカバーできなかった分について、残りの授業の中でカバー
(例：8時間の授業の中で10時間分の授業を行うなど) するという対応は認めない。
- ⑤ ③、④より②でカバーできなかった分については、**別日に授業を行うしかない**

4. **勤勉手当上位成績率の運用について**

前期(4~9月)推薦→12月勤勉手当に反映

後期(10~3月)推薦→6月勤勉手当に反映(次年度となることに注意)

20年12月 標準成績率 92.5/100 (**0.925**) (再任用 45.0/100)

上位成績率 95.4/100 (**0.954**)

「2回に1回の上位成績率推薦の機会」→20年12月と21年6月

5. **組織拡大・強化** 分会1人の加入を!

加入リーフレット 教員採用模試申込み

6. **その他** ユーザー名、パスワードは(shinkoukyou14)

新高教ホームページ (<http://www.shinkoukyou.net/>)

新潟高教組で検索